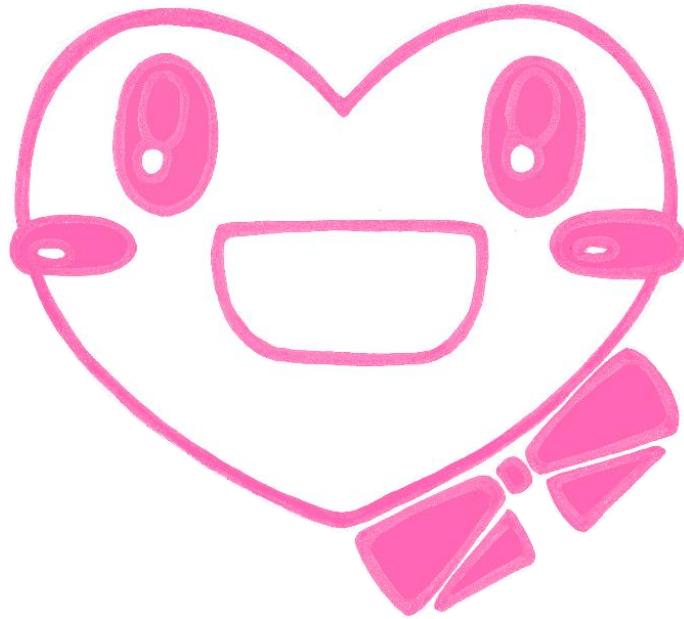


2024年説明

滝川市介護予防事業

支えあいポイント

～施設向け手引き～



滝川市介護福祉課

滝川市ボランティアセンター

1. 滝川市支えあいポイント事業について

(1) 事業の目的

この事業は、40歳以上の方が市内の介護施設などでボランティアを行うとポイントが付き、たまったポイントを交換できる仕組みとなっており、ボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献をすることで、ご自身の生きがいがづくりや介護予防につなげることを目的としています。

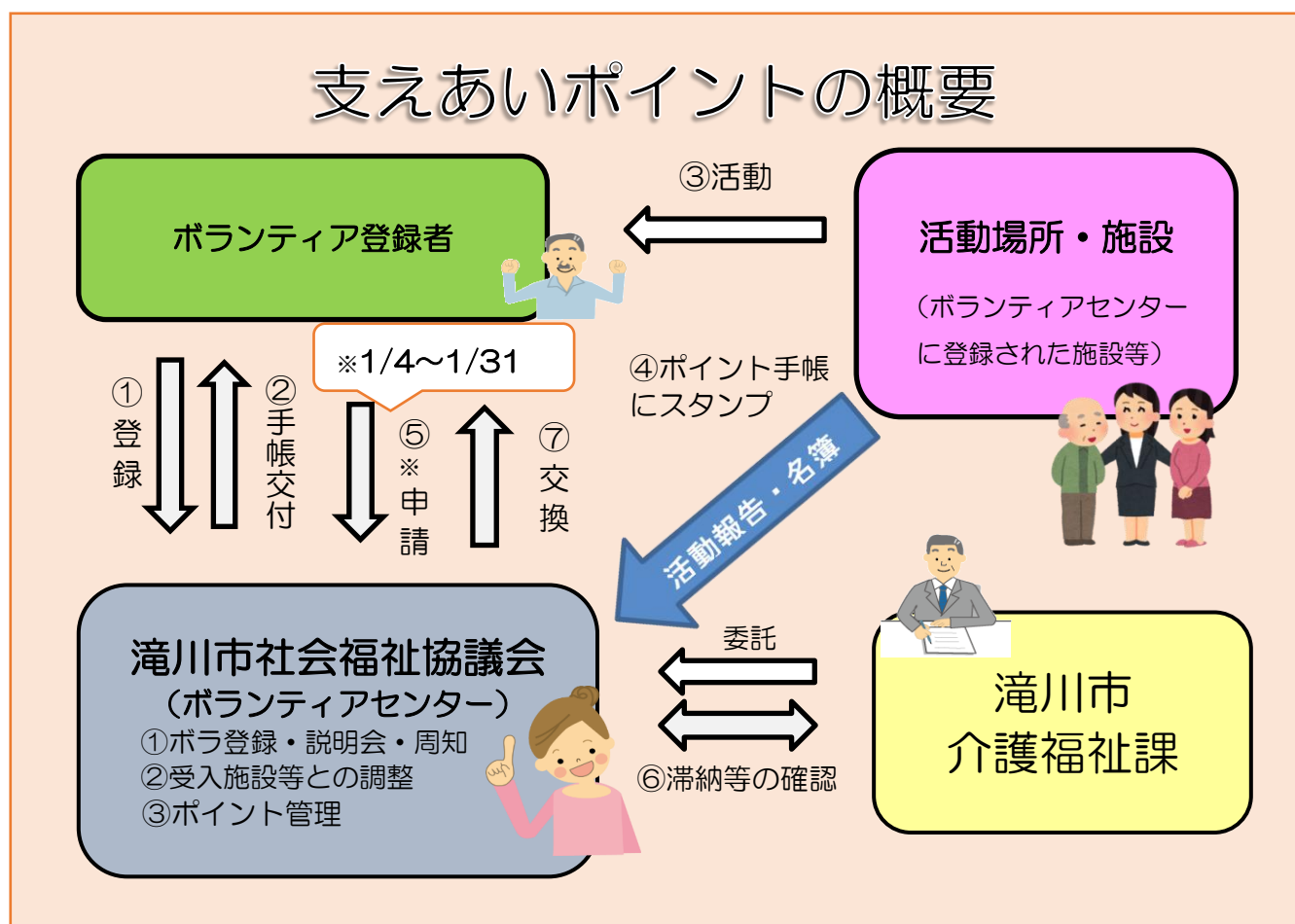
(2) 対象者

40歳以上の滝川市民のみなさま

※ポイント交換の際には、下記が条件になります。

- ①介護保険料の滞納がないこと
- ②上記①の確認のための同意書を提出いただけること

(3) 事業のイメージ



(4) 支えあいポイント登録等

事業に参加される方は、事業内容やボランティアの心得などの説明を受け、管理機関である滝川市ボランティアセンターへ登録された方です。

2. 受入施設等の指定登録について

受入施設等指定登録には、申請が必要になります。指定を希望される施設は「滝川市支えあいポイント事業受入施設等指定申請書」に必要事項を記入し、滝川市ボランティアセンターへ提出願います。

※対象施設

介護保険対象施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、通所介護事業所、通所リハビリ事業所、地域密着型サービス事業所、ショートステイ）など

3. 登録者の受入について

(1) 受入について

ボランティアセンターもしくは登録者から活動を希望する連絡がありましたら、ボランティア活動内容、日程等を相談の上、受入を行ってください。

これまで、ボランティア活動者の受入を実施していた施設は今まで通りの調整・受入で構いません。活動されている方が、支えあいポイント事業に登録されていない場合は、ポイントの対象にはなりません。

受入施設等は、登録者の活動に対し、十分配慮いただき、かつ、必要な指導に努めていただくようご協力願います。

また、受入人数を超える場合や施設の事業運営に支障がある場合は、登録者の受入を制限することができます。

その場合は、再度日程の調整をお願いいたします。

(2) ポイント付与の対象となる活動

- ・ 傾聴、お話し相手
- ・ 催し物の手伝い
- ・ レクリエーション等の指導、支援
- ・ 趣味活動のサポート（書道、絵手紙等）
- ・ 喫茶コーナー
- ・ 読み聞かせ
- ・ 草刈り
- ・ 清掃
- ・ 裁縫
- ・ 洗濯物の整理など

(3) 対象とならない活動

- ・ 本来、施設職員が行うべき行為
- ・ 報酬、謝金等が支払われる活動
- ・ 登録者自身の親族等に対する活動
- ・ 受入施設の主催事業でないものに対する活動など

4. ポイントの付与について

(1) ポイント付与

受入施設等は、登録者の活動に対し、
2時間以内 1ポイント、
2時間超 2ポイント、
1日上限2ポイントを付与願います。

ポイントは、登録者が持参する『支えあいポイント手帳』に押印し、活動年月日を記入ください。

※ 必ず、施設職員の方が押印・記入願います。

(2) ポイント付与の上限

年間上限100ポイント（スタンプ100個）までが、交換の対象となります。

予備の押印欄を設けてはいますが、交換の対象にはなりませんのでご承知おき願います

(3) ポイント付与実績の管理・報告

受入施設等は、ポイント付与の実績を「滝川市支えあい・いきいきポイント付与台帳」(メール用・FAX用)に記録いただき、毎月10日までに前月分の実績を滝川市ボランティアセンターへご提出願います。(可能な限りメールでのデータ提出をお願いします。)

※「滝川市支えあい・いきいきポイント付与台帳」(Excelデータ)は、滝川市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。

URL : <https://www.takikawa-shakyo.or.jp/>

MAIL : borasen@takikawa-shakyo.or.jp

※ポイントに応じた交換金額

10～19ポイント	1,000円相当	60～69ポイント	6,000円相当
20～29ポイント	2,000円相当	70～79ポイント	7,000円相当
30～39ポイント	3,000円相当	80～89ポイント	8,000円相当
40～49ポイント	4,000円相当	90～99ポイント	9,000円相当
50～59ポイント	5,000円相当	100ポイント以上	10,000円相当

※交換内容

- ①図書カード
- ②QUO(クオ)カード
- ③商品券【イオン】 ④商品券【アークス】
- ⑤お菓子券 ⑥滝川市社会福祉協議会の寄付

5. ポイントに関する注意事項

(1) ポイントの交換について

毎年1月4日～1月31日までに、申請書に必要事項を記入して、手帳と一緒に、登録者から滝川市ボランティアセンターへ提出いただきます。滝川市ボランティアセンターでは、受入施設等から提出いただいた「滝川市支えあい・いきいきポイント付与台帳」をもとに、活動日時と内容の確認をします。

※ ポイント交換時には、市役所介護福祉課にて、要介護認定、介護保険料の滞納等を確認します。

(2) 「支えあいポイント手帳」を持参していない場合の取り扱い

「支えあいポイント手帳」を持参していない場合、後日受入施設等で、活動を行った「登録者の氏名」「日時」「活動時間」等について確認が取れた場合はポイントを付与していただいても構いません。

(3) 「支えあいポイント手帳」を紛失した場合

「支えあいポイント手帳」を紛失した場合、再発行は可能ですが、それまで付与されたポイントは無効になります。

古い手帳が見つかった場合は、滝川市ボランティアセンターにてポイントを統合いたします。

※ 詳細は、滝川市ボランティアセンターまでお問い合わせ願います。

(4) 「支えあいポイント手帳」の更新について

「支えあいポイント手帳」は1年ごとに更新します。

6. その他

(1) 個人情報の保護について

本事業にて知り得た個人に関する情報については、正当な理由なく、他人に漏らしたりすることのないようご留意願います。

7. 申請・報告等提出先

滝川市ボランティアセンター

8：30～17：00（土日祝日、12/29～1/3を除く）

〒073-0032

滝川市明神町1丁目3番1号 NTT東日本ビル1F

滝川市社会福祉協議会内

TEL 22-2471

FAX 24-8657



☆ 支えあいポイント事業に関するQ&A ☆

- Q1. 施設に入所されている方のご家族は、この事業に参加できますか。
- A. 支えあいポイント事業に登録した方であれば参加できますが、ご自身の親族に対する活動は、ポイントの対象になりません。
- Q2. 施設利用者のために行う演芸などは、活動の対象になりますか。
- A. 本人が単に楽しむためではなく、利用者のために行っている活動であれば対象になります。
- Q3. イベントなどに要する準備や片付けの時間を含めてポイントを付与してもよいですか。
- A. 準備や片付けの時間も活動の範囲となります。
- Q4. 活動される方へ、お礼として謝礼金を支払ってもよいですか。
- A. 支えあいポイント事業に登録された方の活動に対し、謝礼金が支払われる場合は、ポイントの対象にはなりません。
- Q5. ポイント付与実績の管理、報告は行わなければならないですか。
- A. 職員の皆様にはお手数をおかけしますが、事業を円滑に運営していく上で必要となる情報ですのでご協力をお願いいたします。

